



福島医発第 1663 号 (地)
令和 5 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より標記事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知がありました。

経口抗菌薬につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行以降、抗菌薬を必要とする感染症の減少により、市場の抗菌薬供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症の影響下において流行が発生していなかった感染症の拡大に伴い需要が増加し、製造販売業者からの限定出荷が生じております。当該企業においては増産の対応を行っておりますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するとされています。

本事務連絡においては、このような状況について周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記対応について依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 経口抗菌薬について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のための購入をお願いしたいこと。
2. 経口抗菌薬については、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用について、引き続き努めていただきたいこと。
3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。

以上

令和 5 年 9 月 19 日

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮 川 政 昭

（公印省略）

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

経口抗菌薬につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行以降、抗菌薬を必要とする感染症の減少により、市場の抗菌薬供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症の影響下において流行が発生していなかった感染症の拡大に伴い需要が増加し、製造販売業者からの限定出荷が生じております。当該企業においては増産の対応を行っておりますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するとされています。

本事務連絡は、このような状況について周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間にご対応をしていただきたいことの周知を依頼するものです。

具体的には、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいことや、細菌感染症等が疑われる患者限定の適正使用について、引き続き努めていただきたいこと等が示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛 別
紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いた だ
きますようよろしくお願いいたします。医薬品の安定供給につきましては、平素
より御尽力いただき、御礼申し上げます。

(写)

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

経口抗菌薬の在庫逼迫に伴う協力依頼

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、抗菌薬を必要とする感染症の減少により、市場の抗菌薬供給量が縮小する中で、今般、新型コロナウイルス感染症の影響下において流行が発生していなかった感染症の拡大に伴い経口抗菌薬の需要が増加しており、製造販売業者からの限定出荷が生じています。

当該企業においては増産の対応を行っているところではありますが、安定的に供給されるには一定の期間を要するところです。

経口抗菌薬が真に必要な患者に、円滑に供給できる状況を維持することが重要である一方で、医薬品の配分は過去の流通・販売実績に応じて行われることが多いため、経口抗菌薬の適正使用を遵守してきた医療機関ほど大きな影響を受けることが懸念されます。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、経口抗菌薬が安定的に供給されるまでの間、下記について、周知をお願いしたく存じます。

記

1. 経口抗菌薬について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 経口抗菌薬については、細菌感染症等が疑われる患者へ限定した適正使用について、引き続き努めていただきたいこと。

3. 薬局におかれては、処方された経口抗菌薬について、自らの店舗だけでは供給が困難な場合であっても、系列店舗や地域における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。